

令和4年2月24日

議案参考資料

2月定例会議

常総市

◎議案第 1 3 3 号 常総市表彰条例の一部を改正する条例について

本案は、表彰を受けるべき者の欠格に係る規定を改めるほか、表彰の特例に係る規定を設ける等の改正を行うもので、その概要は、次の3点です。

1 表彰を受けるべき者に係る欠格条項の見直し

令和元年6月に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されました。これにより、多くの法律において、成年後見制度の利用者であることをもって、多くの資格等の取得から一律に除外する欠格条項が見直されました。

これを踏まえ、表彰を受けるべき者に係る欠格条項を見直すこととし、欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」を除くことといたします。

2 表彰の時期の見直し

これまで表彰は、市の記念行事や式典の際に併せて行っておりましたが、昨今の水害、新型コロナウイルス感染症の影響により、しばらく記念行事等の開催が行えず、結果として、昨年11月に開催された市政功労者表彰式典での受賞者が398名、45団体と多大となってしまった現状を踏まえ、表彰については、式典の開催にかかわらず、毎年1回行うこととし、これに係る規定の整備を行うことといたします。

3 表彰の特例規定の創設

長きにわたり市政の発展に寄与した功績を称え、表彰を受けるべき者が表彰を受ける前に亡くなられた場合等に、その者の遺族に表彰状、記念品等を贈呈する旨の特例規定を設けることといたします。

○常総市表彰条例

昭和 4 9 年 3 月 2 7 日

条例第 1 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市の政治、経済、社会、文化等各般にわたり市政の発展に寄与した功労者の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰は、自治功労者表彰、一般功労者表彰及び特別表彰とする。

(自治功労者表彰)

第 3 条 自治功労者表彰は、次の各号に掲げる職に在職していた期間が通算して当該各号に定める年数以上の者に対して行う。

- (1) 市長 1 2 年
- (2) 市議会議員 1 2 年
- (3) 副市長 1 2 年
- (4) 市の同一の執行機関の委員 1 5 年

2 前項の場合において、編入前の石下町における同項各号に掲げる職に相当する職にあった者は、当該職に在職していた期間を同項各号に掲げる職の在職期間に通算するものとする。

(一般功労者表彰)

第 4 条 一般功労者表彰は、次の各号のいずれかに該当する事項につき、功績が特に顕著な個人又は団体に対して行う。

- (1) 地方自治の進展
- (2) 社会福祉の増進
- (3) 保健衛生の向上
- (4) 産業の振興
- (5) 教育、文化又は体育の向上
- (6) 災害の防止
- (7) 篤行

(特別表彰)

第 5 条 次の各号に掲げる職に在職していた期間が通算して当該各号に定める年数以上の者のうち、特に功労が顕著である者については、特別表彰を行うことができる。

- (1) 市長 2 0 年

- (2) 市議会議員 20年
- (3) 副市長 20年
- (4) 市の同一の執行機関の委員 25年

2 第3条第2項の規定は、前項の期間について準用する。

(欠格条項)

第6条 第3条第1項各号、第4条各号又は前条第1項各号のいずれかに該当する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰しない。

(1) 懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者

~~(2) 成年被後見人又は被保佐人~~

~~(3)~~ (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

~~(4)~~ (3) 分限又は懲戒によりその職を免ぜられた者

~~(5)~~ (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第135条の規定により除名された者

~~(6)~~ (5) 前各号のほか表彰が不相当と認められる者

(表彰の方法)

第7条 自治功労者表彰は、表彰状、功労章及び記念品を贈呈して行い、一般功労者表彰並びに特別表彰は、表彰状及び記念品を贈呈して行うものとする。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、~~市の記念行事若しくは式典において、又は必要に応じて随時毎年1回、市長が定める日に行うものとする。~~ ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。

(表彰の特例)

第9条 この条例により表彰を受けることとなった者が表彰前に死亡したとき、又はこの条例により表彰を受けるに相当する功績がある者が死亡したときは、表彰状、功労章及び記念品は、その遺族に贈呈するものとする。

(名簿の登載)

~~第9条~~ 第10条 表彰された者の氏名その他必要な事項は、受彰者名簿に登載するものとする。

(表彰審査会の設置)

~~第10条~~ 第11条 表彰に関する事項を審査するため、常総市表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(一般功労者表彰の基準)

~~第11条~~ 第12条 一般功労者表彰の基準は、審査会で定める。

(この条例による表彰以外の表彰)

~~第12条~~第13条 この条例による表彰のほか必要があるときは、別に表彰を行うことができる。

(委任)

~~第13条~~第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中略

附 則 (平成27年条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第 1 3 4 号 常総市消防団条例の一部を改正する条例について

この条例は、現消防団員を基本団員とし、新たに機能別団員を整備するものです。

消防団では、現在、消防団員に占める被雇用者や市外勤務者の割合が年々増加傾向にあり、昼間の火災や大規模災害時における消防力の低下が懸念されています。

機能別団員とは、そうした人手不足が生じるような場合において、消防力を補うための団員として、消防団員経験者や元消防職員の豊富な経験・知見を活かし、基本団員の側面的支援を行っていただくことを目的としています。

このことにより、地域防災体制の強化となり、安全・安心を守る組織として大きな役割を果たすこととなります。

○常総市消防団条例

昭和 5 4 年 3 月 3 1 日

条例第 1 0 号

水海道市消防団条例（昭和 3 9 年水海道市条例第 3 7 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 1 8 条第 1 項の規定による消防団の設置，名称及び区域並びに法第 1 9 条第 2 項，第 2 3 条第 1 項，第 2 4 条及び第 2 5 条の規定による非常勤の消防団員（以下「~~団員~~」「消防団員」という。）の定員，任免，給与及び服務等については，この条例の定めるところによる。

（消防団の設置，名称及び区域）

第 2 条 法第 1 8 条第 1 項の規定により，消防団を設置する。

2 消防団の名称及び区域は，次のとおりとする。

名称	区域
常総市消防団	常総市内全域

（消防団員の種別）

第 2 条の 2 消防団員の種別は，基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は，機能別団員以外の消防団員とする。

3 機能別団員は，基本団員の側面的支援その他消防団長（以下「団長」という。）が特に必要と認める活動に従事する消防団員とする。

（定員）

第 3 条 ~~団員~~消防団員の定員は，4 7 2 人とする。

（任命）

第 4 条 ~~消防団長（以下「団長」という。）及びその他の団員~~団長及び団長以外の消防団員は，次に掲げる資格を有する者のうちから，~~団長は~~団長にあつては消防団の推薦に基づき市長が，~~その他の団員は~~，団長以外の消防団員にあつては市長の承認を得て団長が任命する。

(1) 市内に居住し，勤務し，又は通学する者

(2) 年齢 1 8 歳以上の者

(3) 志操堅固で，かつ，身体強健な者

（欠格条項）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は，~~団員~~消防団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 次条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 6 月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者
(分限)

第 6 条 任命権者は、団員消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前 2 号に規定する場合のほか、団員消防団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員消防団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第 4 条第 1 号に規定する資格を有しなくなったとき。

(懲戒)

第 7 条 任命権者は、団員消防団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令又は条例若しくは規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員消防団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1 月以内の期間を定めて行う。

(処分の手続)

第 8 条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、市規則で定める。

(服務規律)

第 9 条 団員消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、火災、水害その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第 10 条 団員消防団員は、10 日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては市長に、その他の団員団長以外の消防団員にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員消防団員の半数以上が同時に

居住地を離れることはできない。

第 1 1 条 団員消防団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第 1 2 条 団員消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

(報酬)

第 1 3 条 団員消防団員には、次の各号に掲げる階級に応じ、当該各号に定める報酬を支給する。ただし、機能別団員には、報酬は支給しない。

- (1) 団長 年額 1 7 3, 0 0 0 円
- (2) 副団長 年額 1 1 5, 0 0 0 円
- (3) 分団長 年額 9 2, 0 0 0 円
- (4) 副分団長 年額 7 5, 0 0 0 円
- (5) 班長 年額 5 5, 0 0 0 円
- (6) 団員 年額 4 1, 0 0 0 円

2 前項に定めるもののほか、~~技術員(消防自動車の機関員をいう。)~~消防自動車の機関員には、年額 1 2, 0 0 0 円の報酬を支給する。

3 前 2 項の報酬は、毎年 9 月及び 3 月の 2 回に分けて支給する。

4 ~~年の中途において就職したときは、その年消防団員が年度の中途において、その職に就いたとき~~は、その年度の報酬は、月割計算により支給するものとし、退職、失職又は死亡等によりその職を~~離れたときは、その年離れたとき~~は、その年度の報酬は、その当月までの分を月割計算によりその際支給する。

(費用弁償)

第 1 4 条 ~~団員が火災~~消防団員が火災、水害、警戒、訓練等の職務に従事したときは、次の区分により費用弁償を支給する。ただし、~~団員が全団員~~全ての消防団員を対象とする出動若しくは訓練又は長期間の出動若しくは訓練の職務に従事したときは、1 人 1 回につき 4, 0 0 0 円以内で市長が定める額の費用弁償を支給する。

~~(1) 火災出動費用弁償~~

~~ア 放水した場合 消防ポンプ自動車 1 台 1 回につき 4 0, 0 0 0 円~~

~~イ 放水しない場合 消防ポンプ自動車 1 台 1 回につき 2 0, 0 0 0 円~~

(1) 火災出動費用弁償 次の表に掲げる消防団員の区分に応じ、同表に定める額

区 分		費用弁償の額
基本団員	放水した場合	消防自動車1台1回につき 40,000円
	放水しない場合	消防自動車1台1回につき 20,000円
機能別団員		1人 1回につき 4,000円

(2) 出動費用弁償 1人 1回につき 4,000円

(3) 訓練費用弁償 1人 1回につき 4,000円

(4) 警戒費用弁償 1人 1回につき 4,000円

(5) 前各号に掲げるもののほか、臨時に必要と認める場合 1人 1回につき 4,000円以内で市長が定める額

2 前項の場合を除き、団員消防団員が公務のため旅行したときは、その旅行につき、費用弁償として常総市の一般職の職員の例により旅費を支給する。

(公務災害補償)

第15条 団員消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは重度心身障害となった場合においては、その団員消防団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第25号）に定めるところによる。

(退職報償金)

第16条 団員消防団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。

2 退職報償金の額及び支給方法については、別に定める。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する消防団は、この条例の規定に基づいて設置されたものとみなす。

3 この条例による改正後の水海道市消防団条例第14条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行につい

ては、なお改正前の水海道市消防団条例第13条第1項の規定の例による。

(石下町の編入に伴う経過措置)

- 4 石下町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、石下町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年石下町条例第19号。以下「石下町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 編入日前にした常総市石下消防団の団員の行為に対する懲戒の適用については、石下町条例の例による。
- 6 編入日から平成18年3月31日までに限り、常総市石下消防団の団員の報酬及び費用弁償については、第13条及び第14条の規定にかかわらず、石下町条例の例による。

中略

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

◎議案第135号 常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

◎議案第136号 常総市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

まず、議案第135号について、説明いたします。

この条例は、令和3年8月10日の人事院勧告に準拠して一般職の職員等の期末手当の額の改定等を行うものです。

1 常総市職員の給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

第1条関係といたしまして、常総市職員の給与に関する条例を改正し、一般職の職員等に対して令和4年度に支給する期末手当を令和3年度から0.15月分引き下げるとともに、再任用職員に対しても同様に0.1月分の引下げを行うものです。

これらを6月期及び12月期に案分して引き下げることとし、次の表のとおり、一般職員にあっては現行の1.275月から1.20月に、給料表で6級以上の特定幹部職員にあっては現行の1.075月から1.00月に、再任用職員にあっては現行の0.725月から0.675月とするものです。

(単位：支給月数)

	期末手当 (改正前)		期末手当 (改正後)	勤勉手当	期別計	年間計
一般職員	<u>1.275</u>	▲ 0.075	<u>1.200</u>	0.950	2.150	4.300 (▲0.150)
特定幹部 職員	<u>1.075</u>	▲ 0.075	<u>1.000</u>	1.150	2.150	
再任用職 員	<u>0.725</u>	▲ 0.050	<u>0.675</u>	0.450	1.125	2.250 (▲0.100)

2 常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第2条関係）

第2条関係といたしまして、常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例を改正し、特定任期付職員に対しての期末手当を令和3年度から0.1月分引き下げることといたします。

これを一般職の職員等と同様に6月期及び12月期に案分して引き下げる
こととし、次の表のとおり、現行の1.675月から1.625月にするも
のです。

	期末手当 (改正前)		期末手当 (改正後)	期別計	年間計
特定任期付職員	<u>1.675</u>	▲ 0.050	<u>1.625</u>	1.625	3.250 (▲0.100)

3 令和3年12月期末手当引下げ相当額の減額調整（附則第2項関係）

これは、令和3年に行われた期末手当の改定に関する人事院勧告の趣旨を
鑑み、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額について、令和4年6月
に支給される期末手当から減額することで調整を行うもので、国家公務員の
取扱いを基本として対応することとしております。

なお、減額調整の対象となる職員については、令和4年6月に期末手当を
支給される一般職の職員等であって、かつ、令和3年12月に現に期末手当
を支給された職員となっております。

したがいまして、今年度末に退職して令和4年6月に期末手当が支給され
ない者、令和3年12月に期末手当の支給を受けていない新規採用職員等に
ついては、減額調整は行われなないこととなります。

続きまして、議案第136号について、説明いたします。

この条例は、令和3年8月10日に人事院から公務員給与の改定が勧告され
たことを受け、一般職に属する職員に準じて、市長等特別職の期末手当の額
の改定を行うもので、令和3年度から0.1月分引き下げるものといたします。

これを一般職の職員等と同様に6月期及び12月期に案分して引き下げるこ
ととし、次の表のとおり、現行の1.675月から1.625月にするもので
す。

	期末手当 (改正前)		期末手当 (改正後)	期別計	年間計
特別職	<u>1.675</u>	▲ 0.050	<u>1.625</u>	1.625	3.250 (▲0.100)

また、期末手当の減額調整についても、一般職の職員等と同様に実施することといたします。

なお、議員の方々の期末手当については、常総市議会議員の議員報酬等に関する条例において、常勤の特別職の例によると定められていますので、市長等と同様の割合で引き下げられるとともに、減額調整についても実施されることとなります。

○常総市職員の給与に関する条例

昭和 32 年 10 月 1 日

条例第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

中略

(期末手当)

第 18 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条から第 18 条の 3 まで及び附則第 22 項第 2 号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日（次条及び第 18 条の 3 においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員（第 22 条第 7 項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に~~100分の127.5~~100分の120を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市規則で定める職員を除く。第 19 条において「特定幹部職員」という。）にあっては、~~100分の107.5~~100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前 6 か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 か月 100 分の 100
- (2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80
- (3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60
- (4) 3 か月未満 100 分の 30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「~~100分の127.5~~100分の120」とあるのは「~~100分の72.5~~100分の67.5」と、「~~100分の107.5~~100分の100」とあるのは「~~100分の62.5~~100分の57.5」とする。

4 第 2 項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡し

- た職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)、扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)に職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、市規則で定める。

中略

(休職者の給与)

- 第22条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が法第27条第2項の規定に基づく休職の事由に関する条例で定める場合のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、市規則で定めるところに従い、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 法第27条第2項及び第28条第2項の規定により休職にされた職員には、

他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間で第18条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により市規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第18条の2及び第18条の3の規定を準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは、「第22条第7項」と読み替えるものとする。

中略

(市規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は公布の日から施行し、昭和32年4月1日から適用する。

2～21 略

22 解散前の常総・下妻学校給食組合の職員のうち、常総・下妻学校給食組合職員の給与に関する条例（平成18年常総・下妻学校給食組合条例第13号）の適用を受けていた者であって、常総・下妻学校給食組合の解散に伴って引き続き本市の職員として任用されたものの期末手当に係る在職期間及び勤勉手当に係る勤務期間については、解散前の常総・下妻学校給食組合の職員として在職し、及び勤務した期間を通算する。

中略

附 則（令和元年条例第16号） 抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の常総市職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の常総市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和2年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年条例第 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の常総市職員の給与に関する条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)第18条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第8条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び常総市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第18条第4項から第6項まで若しくは第22条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は常総市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成16年水海道市条例第16号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 新給与条例第18条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。） 107.5分の15

ウ 常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア 特定幹部職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

3 令和3年12月に常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年水海道市条例第11号）その他の市規則で定めるものの規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年水海道市条例第11号）の適用を受ける者その他の市規則で定める者との権衡を考慮して市規則で定める」とする。

（市規則への委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第1 略

別表第2 略

○常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

平成 2 8 年 3 月 1 7 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 1 4 年法律第 4 8 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 2 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条第 2 項並びに第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 6 項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

中略

(給与に関する特例)

第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	3 7 5, 0 0 0
2	4 2 2, 0 0 0
3	4 7 2, 0 0 0
4	5 3 3, 0 0 0
5	6 0 8, 0 0 0

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定する。

(給与条例の適用除外等)

第 8 条 常総市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年水海道市条例第 9 号。以下「給与条例」という。）第 4 条から第 6 条まで、第 9 条から第 1 1 条の 3 まで、第 1 3 条から第 1 5 条まで及び第 1 9 条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項、第 1 7 条の 2 第 1 項及び第 1 8 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例及び常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 2 8 年常総市条例第 1 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条の規定」と、給与条例第 6 条の 2 第 1

項中「前条第2項、第3項及び第5項の規定にかかわらず、これらの」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下この条において同じ。）が」と、給与条例第18条第2項中「~~100分の127.5~~100分の120」とあるのは「~~100分の167.5~~100分の162.5」とする。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

中略

附 則（令和2年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第 号） 抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

○常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例

昭和 3 2 年 1 0 月 1 日

条例第 1 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 0 4 条第 3 項の規定に基づき、市長、副市長及び教育長に対する給与及び旅費の額並びにその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

(給料月額)

第 3 条 給料月額の定額は、別表第 1 に掲げる額とする。

(通勤手当の額)

第 3 条の 2 通勤手当の額は、常総市職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年水海道市条例第 9 号。以下「給与条例」という。）第 1 1 条の 4 第 2 項の規定を準用して算出された額とする。

(期末手当の額)

第 4 条 期末手当の額は、給与条例第 1 8 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第 2 項中「~~1 0 0 分の 1 2 7 . 5~~ 1 0 0 分の 1 2 0」とあるのは「~~1 0 0 分の 1 6 7 . 5~~ 1 0 0 分の 1 6 2 . 5」と、同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級以上であるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して市規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。

(給与の支給条件等)

第 4 条の 2 給与の支給条件、支給方法及び支給期日については、給与条例の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、給与条例第 1 8 条の 3 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項及び第 7 項中「任命権者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(旅費の種類)

第 5 条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

(鉄道賃等)

第 6 条 鉄道賃、船賃、航空賃、管内旅行の旅費、退職者等の旅費及び遺族の旅

費の額は、常総市職員の旅費に関する条例（昭和32年水海道市条例第13号。以下「一般職旅費条例」という。）を準用して算出された額とする。ただし、外国旅行については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）を準用して算出された額とする。

（車賃等）

第7条 内国旅行の車賃，日当，宿泊料及び食卓料の額は，別表第2の定額による。

2 外国旅行については，旅費法別表第2の1の表中，その他の者が受ける額と同一の額による。

（旅費の支給方法）

第8条 旅費の支給方法は，一般職の職員の旅費支給の例によるものとする。ただし，一般職旅費条例第16条ただし書の規定については，この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行し，昭和32年4月1日から適用する。ただし，旅費に関する規定は，この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出発した旅行については，なお従前の例による。

3 公用車等を利用した場合には当分の間，第6条及び第7条の規定にかかわらず鉄道賃，船賃及び車賃は，支給しない。

4 特別車両料金及び特別船室料金については，第6条の規定にかかわらず，常総市職員の旅費に関する条例附則第5項の規定は適用しない。

（石下町の編入に伴う経過措置）

5 石下町の編入の前日に，石下町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和32年石下町条例第11号。以下「石下町条例」という。）の適用を受けていた者が同日前に出発した旅行に係る旅費については，なお石下町条例の例による。

（平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

6 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条の規定の適用については，同条中「「100分の160，」」とあるのは「「100分の145，」」とする。

（期末手当に関する特例措置）

- 7 第4条の2の規定により一般職の職員の例によるとされる市長の期末手当（令和2年6月1日を基準日とするものに限る。）については、給与条例第18条第1項の規定にかかわらず、これを支給しない。

中略

附 則（令和2年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例の規定による改正後の常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例第4条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（市規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

◎議案第 1 3 7 号 常総市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について

本案は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置のうち、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和等に係る事項について、国家公務員の措置との均衡を図るため、必要な改正を行うものです。

条例改正の概要については、主に次の2点になります。

1 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、「引き続き在職した期間が1年以上である」との要件を廃止するものです。

2 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等

- (1) 妊娠、出産等を申し出た職員に対し、個別に育児休業等に関する制度を周知するとともに、育児休業等の取得の意向を確認する等の措置を講ずることといたします。
- (2) 育児休業に係る研修の実施、育児休業に関する相談体制の整備をはじめ、育児休業に係る勤務環境の整備を講ずることといたします。

条例改正の概要は、以上となります。

地方公共団体の職員の勤務時間、休暇その他の勤務条件については、地方公務員法の規定により国家公務員の措置との均衡を踏まえることが求められていることから、いずれも国家公務員と同様の措置を講ずるもので、令和4年4月1日から施行するものです。

○常総市職員の育児休業等に関する条例

平成 4 年 3 月 26 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条、第 10 条第 1 項及び第 2 項（育児休業法第 11 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 14 条（育児休業法第 17 条において準用する場合を含む。）、第 17 条、第 18 条第 3 項並びに第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児休業をすることができない職員)

第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 28 年常総市条例第 1 号）第 4 条第 3 項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
- (3) 常総市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年水海道市条例第 2 号。以下「職員の定年等に関する条例」という。）第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により引き続いて勤務している職員
- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

~~(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員~~

~~(イ) (ア) その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 箇月に達する日（以下「1 歳 6 箇月到達日」という。）（第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員~~

~~(ウ) (イ) 勤務日の日数を考慮して市規則で定める非常勤職員~~

イ 第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子

が 1 歳に達する日（以下この号及び同条において「1 歳到達日」という。）
 （当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日
 が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）に
 おいて育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常
 勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、
 又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任
 期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日と
 する育児休業をしようとするもの

中略

（部分休業をすることができない職員）

第 16 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員と
 する。

- (1) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) ~~次のいずれにも該当する勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮し~~
て市規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 28 条の 5
 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職
 員等」という。）を除く。）

~~ア 特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員~~

~~イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市規則で定める非常
 勤職員~~

中略

（部分休業の承認の取消事由）

第 19 条 第 12 条の規定は、部分休業について準用する。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第 20 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が
妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職
 員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休
 業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講
 じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職
 員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 21 条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(市規則への委任)

~~第 20 条~~第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(水海道市職員の育児休業に係る給与等に関する条例の廃止)

2 水海道市職員の育児休業に係る給与等に関する条例（昭和 51 年水海道市条例第 13 号）は、廃止する。ただし、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和 50 年法律第 62 号）に基づく育児休業の期間のうち、この条例の施行の日前の期間に係る給与に関する取扱いについては、なお従前の例による。

中略

附 則（令和元年条例第 19 号）

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の規定（常総市職員の育児休業等に関する条例第 7 条、第 8 条及び第 18 条の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年条例第 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

◎議案第138号—議案第141号 訴えの提起について

議案第138号から議案第141号までの4議案につきましては、民事訴訟法の規定による支払督促の申立てに係るもので、支払督促の相手方等について、順にご説明いたします。

まず、議案第138号について、ご説明いたします。

相手方は、住宅資金貸付金に係る主債務者である被相続人の配偶者であり、相続放棄がなされていないことから、法定相続割合に従った債務を負担する義務を負っております。

次に、議案第139号について、ご説明いたします。

相手方は、住宅資金貸付金に係る主債務者の連帯保証人であることから、主債務者と連帯して債務を負担する義務を負っております。なお、本件の主債務者は、既にお亡くなりになられており、その相続人は、いずれも相続放棄をしております。

次に、議案第140号について、ご説明いたします。

相手方は、住宅資金貸付金に係る連帯保証債務を有する被相続人の配偶者及び子であり、相続放棄がなされていないことから、法定相続割合に従った債務を負担する義務を負っております。

最後に、議案第141号について、ご説明いたします。

相手方は、住宅資金貸付金に係る主債務者である被相続人の配偶者及び子であり、相続放棄がなされていないことから、法定相続割合に従った債務を負担する義務を負っております。

以上の4件につきまして、住宅資金貸付金に係る債務者である相手方に対し、貸金債権の支払を求める催告を行っているにもかかわらず、その支払に応じないことから支払督促の申立てを行うものです。

支払督促については、債務者がその送達を受けた日から2週間以内に民事訴訟法の規定による督促異議の申立てがなされた場合にあっては同法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、通常訴訟に移行することとなるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定による議会の議決が必要となることから、あらかじめ議会の議決を求めるものです。

◎議案第 1 4 2 号 常総市学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

本案は、民法に定める成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることに伴う改正を行うものです。

現行民法では、未成年者が有効な法律行為をするためには、原則として法定代理人の同意が必要となっております。これを踏まえ、学校施設を使用できる団体の要件として、20 歳以上の者が当該団体の代表者であることを定め、使用許可申請等の手続を行わせているところです。

民法の改正により、本年 4 月 1 日から 18 歳以上の者は成年となり、単独で有効な法律行為をすることができることとなるため、団体の代表者の年齢要件を「18 歳以上の者」に引き下げる改正を行うものです。

○常総市学校施設の開放に関する条例

平成 3 0 年 6 月 1 5 日

条例第 3 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 3 7 条、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 4 4 条及びスポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、学校教育上支障のない範囲において学校施設を地域住民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）により、市民の社会教育、スポーツ等の振興に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開放施設 常総市立学校設置に関する条例（昭和 3 9 年水海道市条例第 2 8 号）第 2 条に規定する常総市立学校の校庭、体育館及び武道場並びにこれらに附属する設備等のうち、学校開放を行う学校施設をいう。
- (2) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生省発児第 1 5 6 号）の規定により療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(実施方法等)

第 3 条 常総市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校開放の実施に関し、常総市立学校の校長（次項において「学校長」という。）の意見を聴き、計画的な学校開放の実施方法を定めるものとする。

2 学校長は、学校開放の実施に伴う管理上の責任を負わないものとする。

(団体の登録等)

第 4 条 開放施設を使用できる者は、あらかじめ教育委員会の登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）とする。ただし、教育委員会が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の登録を受けることができる団体は、市内に居住し、又は通勤し、若し

くは通学する者 10 人以上で構成され、その代表者が~~20歳~~18歳以上の者である団体でなければならない。

- 3 教育委員会は、登録団体が偽りその他不正の手段により登録を受けたと認めるときその他登録団体として適当でないとき認めるときは、その登録を取り消すことができる。

中略

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間における開放施設の使用に係る使用料は、同項各号に定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

附 則 (令和 4 年条例第 号)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

◎議案第143号 市道の路線の認定について（5061号線）

◎議案第144号 市道の路線の認定について（5062号線）



路線名	起 点	終 点	路線延長 (m)	幅員 (m)	
				最大	最小
5061	三坂新田町2060-2	三坂新田町2075-1	140.00	6.00	6.00
5062	三坂新田町2077-3	三坂新田町2109-1	127.00	6.00	6.00